第2回大牟田市まちづくり基本条例策定審議会摘録

開催日時:平成27年1月19日(月)午後4時30分から午後7時00分

開催場所:市役所北別館第1会議室

出席者:14名(欠席者2名)

傍 聴 者: 0名 報道関係者: 1名

1 開 会

2 議事

(1)前文について(資料1の前文の説明)

(質疑応答)

〇委員

4段目の「まちづくりの将来像」に関して、前回の審議会でこの条例原案の 第17条に人材育成という条項があり、ここはこの条例の特徴という説明があ った。

大牟田市は高齢化率が32.9%で市民の1/3が65歳以上の高齢者だが、高齢者が多いことが悪いということではない。行政においても認知症の取り組みが進んでおり、全国的に注目されている。また、民間においても高齢者に対する傾聴ボランティアの取り組みが九州でもいち早く取り組まれている。こうした点においてこれから高齢者が安心して暮らしていけるかどうかということがまず一つある。

また、昨年、障害者権利条約が批准されるとともに障害者差別解消法も今年 4月から施行されることになっている。市内には約1万人の障害者がいて、人 口割では12人に1人が障害者である。単純には足せないが12人に5人は高 齢者か障害者ということになる。この障害者権利条約は画期的なものであり、 健常者も障害者も平等に暮らせるように、行政に合理的な配慮を行なう義務を 課すというものである。こういうことを踏まえ、大牟田市の条例として、4段 目は「高齢者も障害者も安心して・・・暮らし続けられる・・・」という表現 にしてはどうかと思うがいかがか。

〇会長

いわゆる社会的弱者ということになると思うが、社会的な弱者は高齢者や障害者以外にもいる。ここでの意味は「市民誰もが」という感じがするが、他に意見は無いか。

〇委員

一般的なまちづくりという観点からすると、ここにおいて主語となる対象は

障害者や高齢者以外に子どもなども含まれる。基本的には全ての市民を対象に するというのが包括的で良いのではないかと思う。

〇会長

社会的な弱者としては妊婦や一時的な障害を負った人も含まれると思う。

○委員

子どもや妊婦などは一時的な人生のプロセスであり、障害者や高齢者とは異なると思う。

〇会長

障害者と高齢者を前文で明確に表現した方が良いということか。

〇委員

障害者と高齢者を明確に表現することで市民の目にも留まることになると思う。

〇会長

他に意見は無いか。

○委員

先ほど■■委員から説明のあった、高齢者と障害者が多いということが大牟田市の特色ということであれば、それを前文の表現に入れても差し支えはないと思うが、一般論と大牟田市の特色との兼ね合いもあると思う。

〇委員

確かではないかもしれないが、人口10万人以上の都市の中で大牟田市は2番目の高齢化率だったと思う。

〇会長

自分としては市民全般にかかわるものなので、市民みんなという感じがする。 高齢者や障害者が多いというのが大牟田の特徴ということだが、それを強調し すぎると言葉が浮いてしまう。また、高齢者と障害者のまちづくりということ でもない。従って、「高齢者・障害者を含めて」または「高齢者・障害者をはじ め市民が安心して・・・」といった表現にしてみてはどうか。

〇委員

前文なので、その後の条文との整合が必要になる。条例原案の検討を行なった市民検討会の会議の中で、大牟田市は認知症の取り組みが先駆的に行なわれており、そういった内容も前文に入れてはどうかという話もあったが、そうするとその内容に対応した条文を条例に入れる必要が出てくる。前文では、まちづくりにおいて、市民の中に高齢者も障害も含まれるという内容にせざるを得ないところがあったのでこういった表現になっている。特徴的な部分で子どもの表現がでてくるが、これは後に出てくる条文の内容を意識したものとなっている。前文と後の条文との関係について説明が必要になるというのが条例原案を作ったときの留意点としてある。

〇会長

それでは後の条文も見ながらこのことについては考えることとしたい。

〇委員

後の条文に反映されていなければ、前文に高齢者と障害者を表現としていれるという話はなくなるということか。

〇会長

別の選択肢としては後の条文に新たに追加するということもある。

〇委員

まちの特色ということであれば、前文の1段目に入れるという考え方もあると思う。また、3段目に高齢化ということばがあるのでそこに入れるということもあり得るのではないか。

〇会長

高齢者や障害者と呼ばれる人は必ずしも弱者ではないと思う。高齢者や障害者であってもまちづくりのために何かをやりたいという意識を持っている人はいる。そういった人たちが自分たちも市民としてやるべきことはやっているということも含めて、3段目に「高齢者・障害者を含めて市民等と市がそれぞれの・・・」と入れれば役割分担を持って安心して暮らせるという意味合いになって良いのではないか。

〇委員

確認だが、この条例は「まちづくり基本条例」と「協働のまちづくり推進条例」のどちらを条例の名称とするのか。

●事務局

最下段に「まちづくり基本条例」とあるが、前回説明したとおり条例の名称 については「協働のまちづくり推進条例」に変更したいと考えている。ここに ついては修正させていただきたい。

○委員

条例名称が「協働のまちづくり推進条例」ということであれば、第1条の目的とも関係するが内容がはっきりすると思う。そういった協働のまちづくりの推進を目的とする条例であるとすれば、あえて高齢者や障害者という表現を前文に入れなくても市民の中に全て含まれると捉えることができると思う。また、今回前文で変わっているのは市民等の部分なので、ここを十分議論しなければならない。それから3段目の下の段落の「自らの意志に・・・」の「意志」は「意思」ではないか。条文に「こころざし」は入ってはいけないのではないかと思う。また、法律用語としての問題はないのか。

●事務局

この前文の表現は市民検討会で議論された原案のままとなっている。最終的 には文書法制上のチェックをかけたいと考えている。

〇委員

2段目の「みずからの責任において、・・・」とあるが、これはどこの部分に

かかることばになるのか。

●事務局

段落の最後の「まちづくりを進めて・・」にかかることばである。

〇委員

「みずからの責任において、・・・」が前に出て強調されているのは何か意味があるのか。

●事務局

この一文は市民憲章に出てくる表現であるが、この条例が市民憲章を踏まえ たものであるということからも、そういった引用の仕方をしている。

〇委員

いくつか質問をしたい。まず、条例は箇条書きにした法律だと思うが、前文は条例にどう影響するのか。次に、市民憲章でいう「きょうどう」とは「協同」のことだと思う。市民憲章が出来た当時には「協働」という言葉はなかったと思う。辞書で「協働」は「同じ目的のために、対等な立場で協力して働くこと」とあるが、市民憲章の「協同」は「2人以上の人や団体が、互いに心や力を合わせて仕事をする」という意味を表す憲章である。憲章とは重要な原則であり、原則を条例の中で入れて良いのかということについて聞きたい。また、市民憲章は一緒にやりましょうというところに重きがある。ここで改めて「協働」の意味についてお尋ねしたい。それから何のために条例化するのかということについても聞きたい。

●事務局

この条例原案で使っている「協働」は「異なる主体がそれぞれの責任と役割を認識し、一つの目的のために補完、協力する」という意味。「2人以上の人や団体が、力を合わせて仕事をするという(協同)」とは意味が異なるものである。

●事務局

補足説明すると、先日配布した参考資料の「市民と行政との協働の推進について」のP5に「行政だけではなく市民もまた、まちづくりの主体になりうるということは市民憲章の理念」と書かれている。この協働の基本方針においては、「協働」とは「市民と行政とが、それぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完し、協力し合うこと」と定義されている。また、これまでも地域コミュニティなどの取り組みの中で協働の取り組みの実践がなされてきているところである。

〇委員

市民憲章の策定の全てに携わってはいないので確かなことは言えないが、「対等な立場で協力してやる(協働)」と「力を合わせるという(協同)」の市民憲章の理念とは意味が異なるのではないかと思う。また、条例名称が変わることにも違和感があったので聞かせていただいた。市民憲章もまちづくりを目的につくられているので、この条例とリンクしないこともないと思うが、「協働」と

いうと対等性が強い意味合いがあると思う。また、条文全体を読んでも「対等」 という意味合いが伝わってこなかった。

〇委員

「協働」という言葉が公に使われだしたのはここ 1 2、3年の話。まず、「共同」と「協同」のニュアンスの違いだが、「共同」の場合は同じ方向に向いた人たちが一緒に何かをするという意味があり、「協同」の場合は立場の違う人たちが一緒にやるということ。つまり行動原理が異なる者同士が一緒にやる場合が「協」の方を使うということ。「働」に関しては、働くという意味合いが入ると一緒に平等にやろうという意味合いが入ってきて新しい言葉になったという話がある。しかし、一方で市民と行政がなぜ対等かという意見もある。いずれにしてもこれを定義しだすと大変難しいところがある。

以前は一緒にやるという意味合いしかなかったものが、違う立場の人が一緒 に働こうという意味が出てきているからだと思う。

〇会長

協同の場合は一つの組織だが、協働の場合は色々な組織が協力し合ってという意味合いが強い。また、対等性を出すか出さないかはこの審議会での議論にもかかってくるのではないかと思う。この辺については後の定義のところで改めて検討したいと思う。

〇委員

前文の最下段の「主役は市民・・・」の「主役」は「主体」ではないかと思う。第2条の解説においても「まちづくりの主体となる市民に加え、・・・」と記載されている。

●事務局

まちづくりの主体には市民、市民活動団体、地域コミュニティ組織などが含まれており、その中でも市民が中心となるという意味合いでここでは主役という言葉が使われている。

〇会長

その辺は定義のところで議論したいと思う。

(2) 第1章総則(目的、定義、基本原則)について(資料1の第1章総則及び資料2の説明)

(質疑応答)

〇会長

事業者の定義を第2条で削って第16条で定義するのはなぜか。

●事務局

事業者という用語が第16条でのみ使われており、文書法制担当からも意見 を聞きそういった定義の仕方をしている。また、地域コミュニティ組織や市民 活動団体も同様の定義の仕方をしている。

〇会長

企業も地域社会の一員ということであれば、地域のためになることをすべきという考え方もある。営利企業としての事業者を第2条で定義しておいて、事業者もまちづくりのパートナーであるという考え方に立つならここに定義しておいた方が良いと考えるがどうか。

また、市民等において営利活動を行なう事業者が除かれているが、営利事業者でも地域貢献をしたいという場合もあるので、市民等の中に事業者も入れた方が良いのではないか。

〇委員

営利を目的とする事業者が市民ではないような印象を受ける。他市の条例でも市民の中に事業者が含まれている。事業者を市民から外すのはおかしいのではないか。

〇会長

また、ここで「協働のまちづくり」という用語が出てくるが、ここで「協同」と「協働」の違いも議論になるのではないかと思う。先ほどの「協同」と「協働」の違いに関する■■委員の説明を受けて、■■委員は何かご意見はないか。

〇委員

当初、市民憲章においては、「きょうどう」は対等の立場ではなく、一緒の志をもってやっていこうというものであったと思う。時代が変わったからではなく、意味合い自体が違うというふうに自分としては解釈している。

〇会長

ということはこの「協働」という用語と市民憲章との関わりについて違和感があるということか。

○委員

行政との対等性についても違和感があるし、条例の名称が「まちづくり基本 条例」から「協働のまちづくり推進条例」に変わったことに関しても納得がい かないところがある。

〇会長

確認すると、まちづくりにおいては税金を取って運営を行なっている行政がまず第1であるということだと思うが、それ以外の協働のパートナーである地域コミュニティ組織といった市民等はどういった位置づけになると考えるか意見を聞きたい。

〇委員

条例に市民憲章が使われることには反対の立場である。合意形成を図っていくということがものをつくるということだと思うが、条例をこのような短時間で決めて良いのかという思いがある。また、一方で市民憲章がこれまで具体的なことをやってくることができていないという部分については組織員として忸

怩たる思いがある。条例ということであれば全市民を考えるべきで、個人的な 思いを入れるべきではないと考える。

〇会長

市民憲章の考えというものをこの条例の中に入れないということか。

○委員

市民憲章は市民が原理原則に基づき自発的にやっていこうというものであり、 行政と一緒に何かをするといったものではないと思う。条例の中に市民憲章の 文言を使うのは構わないが、使うのであればもう少し精査してもらいたいとい うことである。

〇会長

市民憲章を安易に使っている感じがするということか。

〇委員

これまで自治に関する条例制定に携わったときに、大学の行政学の先生に聞いた話だが、自治に関する条例の理念・目的のベースは市民憲章にあり、市民憲章があってこそ条例があると聞いたことがある。市民憲章があってその下に条例が付いてくるということだったと思う。様々な自治に関する条例があるが、そういった条例の全てが憲章に基づくものと解釈する学者もいる。その行政学の先生は市民憲章が議会でも最上位に位置づけられているものであるということを言っている。

〇会長

国でいうと憲法に当たるものということか。

〇委員

そういう考えはあると思う。

〇会長

事務局としてはそこを大事にしたいという思いもあったということか。

●事務局

そういうことである。

〇会長

ただ■■委員としては、もう少し精査して市民憲章を使ってもらいたいということだと思うが、具体的な意見があれば聞かせていただきたい。市民憲章は目的が違うのでこの条例には入れないほうが良いという考え方もあるし、一方で自治に関する条例の基となるものであるため、ないがしろに出来ないということもあると思う。どちらを選択するかはこの会議で決めればいいことだと思うが、今すぐには結論がでないと思うので、他の委員の皆さんも考えておいていただきたい。具体的な案があれば考えやすいので■■委員もそういった提案をしていただくとありがたい。

〇委員

発展的な提案が出来るよう考えておきたい。

〇会長

他に「市民等」と「協働のまちづくり推進条例」と条例名称を変えることについても大事な部分だと思う。先ほど指摘されたことについて何かあれば■■ 委員、意見をお願いしたい。

○委員

■■委員の意見をフォローすると、前文は市民憲章色が強いと思う。この条例が協働のまちづくり推進条例という、一定目的が絞り込まれた条例であれば市民憲章をあえてこの前文に落とし込む必要があるのかということは議論した方が良いと思う。これが広義の「まちづくり基本条例」であれば理念である市民憲章が入っても良いと思うが、これが協働推進条例だとすれば市民憲章を入れすぎという面で■■委員と同調する部分もある。ここは大牟田らしさを出す部分でもあり難しい面もあるが、協働推進条例としては前文のスケールが大きすぎるのではないかと思う。

また、市民等の解釈から今回事業者が落とされたことについて、非常に違和 感を感じる。非営利に該当しなくても頑張っている人たちはたくさんいると思 う。事業者を市民等から除くのではなく、条文の解釈の中で後から絞込みを行 なった方が良い。

〇会長

絞り込むとは具体的にいうとどういうことか。

○委員

市民等の範囲は広くしておいて、補助金の交付等で交付対象に条件をつけるといったこと。

〇会長

事務局の案は市民等について営利を目的とするかしないかで分けるということだと思う。

●事務局

事務局としては事業者に過度の役割を担わせることはあまり適当でないという考えから、市民と市民等と事業者と分ける案を提案させてもらっている。今いただいたご意見では市民等から事業者を外すと事業者が市民ではないと捉えられてしまうということだと思う。ここは事業者に市民としての協働の役割をどこまで持ってもらうかということがポイントだと思う。事務局の現案としては、事業者をNPO法人やボランティア団体などと一括りにしてしまうのは若干問題もあるという考えの中で定義しているものである。

〇会長

企業を経営している方に意見を伺いたいがどうか。

〇委員

定義の段階で事業者と市民を区別することには違和感がある。営利であろうと非営利であろうと市民であることにかわりはない。一緒に取り組んでいこう

という考えに立つのであれば、市民等から事業者を除くことに違和感を感じた のは事実である。

〇委員

市民等から商店などの事業者を除いてしまうとサラリーマンだけになってしまう。他市の条例でも市民から営利目的の事業者を外しているものはないと思う。

〇会長

営利を目的とした事業者も地域からの恩恵を受けている面もある。自分も市 民から事業者を外さない方が良いと考えるが、他の委員の皆さんの意見はいか がか。

〇委員

他市の条例では市民等の中に「市内に居住する者、市内に通勤又は通学する 者及び市内において事業を営み又は活動するもの」とあり、市民等の中に事業 者も含めた方が良いのではないかと思う。

〇会長

営利とか非営利とか関係なく、事業者も地域から恩恵を受けているからという考え方が背景にあると思う。

〇委員

日田市では市民を①市内に住所を有する者、②市内に通勤又は通学をする者 ③市内において営利又は非営利の事業活動を行う個人又は法人その他の団体と 定義している。他市でも同じように市民の中に事業者を包含させている。

○委員

市民に事業者を含めた方がやはり自然な感じがする。営利、非営利にかかわらず、みんなでまちづくりをするんだというのが自然の流れという印象を受けた。

〇会長

経営学には事業活動がうまくいくためには環境が整っている必要があり、そのためには事業者も地域に貢献する必要があるという考え方がある。そういった考え方からすると事業者が市民に含まれるのは自然なことだと考える。

〇委員

市民を市民と市民等に分けるのではあれば、市民を個人として、また、市民 等については事業者を含む団体として定義した方が良いと考える。

〇会長

これまで各委員から出された意見では、市民等には事業者を含めたほうが良いということだと思うがどうか。では、それで定義の修正案を事務局に作ってもらいたい。

それから、先ほど前文の協議で指摘のあった「まちづくりの主役」という表現と、高齢者・障害者をどこに出していくかということ、この2点について協

議したい。

他市では役所は市民のサポータで市民がまちづくりの主役と言っている所もあるし、その一方で行政は税金を取っているのだから、一義的には行政がまちづくりの主体であり市民はそれを補完する立場にあるという考え方もある。また、高齢化などで市民ニーズが増加する中で、それに対応するために市民と行政が協働してやっていく必要があるという考え方のところもある。

〇委員

前文は自治基本条例をつくりだしてからつくられ始めたということがあるが、これはこういった条例を行政が市民と一緒になって運用するということを意図したものであるため、市民に条例の意図するところを伝えないと運用できないからという側面がある。市民検討会において、「主体」ではなく「主役」としたのは前文なので、市民が主役であっても良いのではないかという議論もあってそうなったという記憶がある。

〇会長

「市民」、「市民等」の定義の整合性は後の条文にもかかわってくると思う。 現在の「市民」の定義で「まちづくりの主役は市民」ということになると、「地域コミュニティ」は主役ではないのかということにもなる。この前文で書かれている「市民」については大牟田に住んでいる「市民」ということなら整合が取れるのではないか。また「市民等」については、市民性を表すものとして定義されていると思う。

それから先ほど保留になっていた高齢者と障害者を前文のどこに入れるかということがあるが、4段落目の「市民等と市が・・・」のところの前に入れるのはどうかと思うが、意見を聞かせてもらいたい。つまり、元気があり能力のある高齢者や障害者は市民等に位置づけることが可能ではないかということだが。

〇委員

能力のある高齢者・障害者は市民として位置づけることができるとはどういった意味か教えてもらいたい。

〇会長

弱者であってもまちづくりに寄与することができるため市民として含めるということ。

〇委員

市民に高齢者・障害者を含めるか含めないかというのではなく、高齢者や障害者が暮らし良いといった表現が伝わり易いのではないかと思う。

〇委員

高齢者も障害者も市民なのであえてここで高齢者や障害者という表現を出さなくても良いのではないかと思う。前文の中では高齢者、障害者を強調して入れない方が良いと思う。

〇委員

4段目の「安心して・・・」という部分は、高齢者、障害者といった言葉は 入れず、「全ての市民等が安心して・・・」に変えてはどうかと思う。

〇委員

市民の中に障害者を入れるとか入れないといった議論は意味がないと思う。 まちづくりを行なう上でニーズがあるのは高齢者の日常生活の課題解決などで あるので、そういったことが大牟田のまちの特色ということであれば、まちづ くりの課題の部分やまちづくりの将来像の部分で障害者等などを含めて表現と して入れるということはあると思う。

〇会長

では、どこの部分に高齢者、障害者の表現を入れた方が良いと思うか。

〇委員

4段目の将来のまちづくり像の「安心して・・・」の前の部分ではないかと 思う。

〇会長

例えば、そこは「障害が有る無しにかかわらず全ての市民が」といった表現ではどうか。

〇委員

包括的に障害者や高齢者が市民に含まれているということであれば、市民憲章においてみんなで頑張っていこうでも良いのではないかと思う。大牟田の場合、高齢者が多いことで有名であり、また、障害者にも光があたっていない。そういったことが、条約が締結され法律ができたことによって変わることになるが、それが全ての人にはまだ十分理解されていない。そのため市民に分かってもらうためにも前文に高齢者、障害者という表現を入れてもらいたい。

〇会長

前文の中に高齢者、障害者と入れることに他に意見は無いか。

〇委員

自分はそういった表現は入れない方が良いと思う。

〇委員

私も障害者、高齢者という表現は入れなくて良いと思う。そういった言葉を いれると文章がネガティブになるのではないかと思う。

〇会長

そうであれば「基本的な人権を尊重し・・・」といったような表現なら特別 扱いした感じが無くて良いのではないか。

〇委員

障害者の権利条約ではどのような言葉が使われているのか。

〇委員

「みんな違ってみんな一緒」など、要するに障害者も健常者と平等な暮らし

ができるようにといった表現にすることで障害者も安心して心豊かに暮らすことができると思う。

〇委員

障害者という言葉はあまり使わずに「障害のある人」といった使い方をすることが最近は多い。障害と人とを一緒に考えているせいで何か特別な感じがするような気がする。

〇委員

障害を持っている人は社会的な見地から同等であり平等であるという考えがある。

〇会長

あえて「高齢者・障害者」という表現を出さずに「基本的人権」という表現で包括的に表現してはどうか。

3段目以降の部分について、これまでの意見を併記した文章を次回までに事 務局に準備してもらい協議したいと思う。

それでは次に事業者を市民等と分けて定義するかということだが、さっき、

■■委員は市民等の中に事業者を入れた方が良いという意見だったと思うがどうか。

〇委員

今の案では市民等の中に事業者が含まれていないので、事業者も含めた方が 良いということである。

〇会長

皆さんの意見としては市民等の中に事業者を入れた方が良いということだと思う。市民等の中に個々の市民や事業者、地域コミュニティ組織、市民活動団体など全ての主体が含まれるというのであれば、基本原則についてはこの内容で良いと思うがどうか。

〇委員

第1条の目的において市民参加となっているが、これは市民等の参加としなくて良いのか。また、前文にも3箇所に市民等と市民が使われているがこれについてはどうか。

●事務局

第1条に使われている「市民参加」だが、これについてはひとつの熟語ということで理解いただきたい。また、前文の3段目の市民等については様々な主体が含まれるということで「市民等」という表現にしている。また、4段目の「市民」は個人としての扱いなので「市民」としており、5段目の「市民」については、協働のまちづくりの様々な主体の中でも「市民」が中心となるという意味で「市民」を使っている。

〇委員

他市の条例では箇条書きで市民の定義をしているところもある。

〇会長

■■委員に他市の状況などについて聞きたいがどうか。

〇委員

その前にまず、「市民参加」や「市民活動」というのは熟語である。「市民参加」とは行政の施策の意思決定の中に市民の意見を取り入れることである。市民についての定義は大牟田市がどのように考えるかによって決まってくると思う。事業者については、第2条の定義の部分にもってくると重みが違ってくるという面があるが、他の委員の皆さんの意見では、事業者を前面に出すのではなく市民の中に含めて表現してはどうかというご意見だと思う。また、市民については、市民の中に様々なまちづくりの主体を含ませて市民と行政とが対等な立場でまちづくりをやりましょうということだと思う。一度条文に書き加えて検討してみてはどうかと思う。

〇委員

佐賀市の条例の定義には「市民」、「事業者」、「市民等」、「市民参加」という 用語があり、「市民参加」は「市民等が、まちづくりに主体的に関わり、行動す ることをいう」と定義してあり非常に分かりやすい。なお、「市民等」は「市民、 市民活動団体及び事業者をいう」となっている。

〇会長

佐賀市のように一番大きな括りを市民等とし、その中に事業者や地域コミュニティ組織、市民活動団体などを入れて、地域コミュニティや市民活動団体などを定義するという方法もあると思う。一番大きな括りとしては市民等とするということで皆さんよろしいだろうか。その中で箇条書きにするとすっきりして分かりやすくなるのではないかとも思う。それでは変更した案と前案を併記したものを事務局に作成してもらい、事前送付で各委員に読んできてもらうということにしたい。それではこれ以外に委員の皆さんから何かないか。

○委員

総則の目的の中に、「活気ある豊かな・・・」とあるが、表現に具体性が欠けると思うので、「魅力と活力に満ちた地域社会・・・」に変えてはどうかと思うがいかがか。

〇委員

解説にあるが、ここでいう「豊かな」とは地域社会の豊かさではなく、個人の心持の豊かさだと思う。そうなると、■■委員の指摘に加え個人の心の豊かさも加える必要があると思う。

〇会長

「魅力と活力に満ちた心豊かな・・・」といった表現ということか。

〇委員

一つに地域社会に活気あるという意味とその他に人の心が豊かであるという 意味が含まれていると思う。つまり個人の心持の豊かさが抜けていると思った ということである。それから目的の中に「協働のまちづくりを推進するため・・・」とあるが、定義の「協働のまちづくり」の中に「住みよい地域社会を創造すること」という文言があり目的が含まれている。そうなると目的の中で二重に同じことを言っているのではないかとも思う。

一つの案として、第1項で「協働のまちづくりの基本理念を明らかにする」、 そして第2項で「協働のまちづくりのための市民参加と・・・を定める」とし、 それによって「心豊かで活気ある魅力ある地域社会の実現を図る」といったよ うな表現にしてはどうか。

〇会長

この条例では、協働のまちづくりを推進することが住みよい地域社会を創造することと定義されているので、心豊かな地域社会の実現を図ることは二重定義ではないかということだと思うが、これについても修正案を(箇条書きにして)検討したい。

それ以外に何か意見はないか。

○委員

目的の中に「基本理念を明らかにする」とあるが、これは前文の中に書いてあるのか。他市では基本理念と基本原則の両方を書いてあるところもある。この条例でも基本原則の前に基本理念を定義したほうが良いのではないか。

●事務局

条例にはいろいろな作り方があり、条文として基本理念と基本原則の両方を明記するものや、基本理念又は基本原則のどちらかを条文として定義して、前文の中に基本理念や基本原則の一方を織り込むといったものがある。大牟田の条例原案の場合は、前文の中に基本理念を織り込んだつくり込み方をしており、このため条文として基本理念を設けていない。

〇会長

前文の中に基本理念を読み込むという事務局の説明でよろしいか。

〇委員

目的に基本理念を明らかにするとあったので、分かりやすくするために基本 理念の条文があった方が良いと思った。

〇会長

前文に基本理念ということばをいれてみてもらいたい。

●事務局

次回に修正案を示したい。

〇委員

前文の中に「地域コミュニティの衰退」とあるが以前の資料では「希薄化」 という表現だったと思う。「衰退」に変えた理由は何かあるのか。

●事務局

当初、市民検討会に出した事務局案では「地域コミュニティの希薄化」とい

う表現にしていたが、市民検討会の皆さんのご意見があった中で「衰退」とい う文言に変えたという経緯がある。

〇会長

それでは他に追加の意見もないようなので、修正案を示してもらい次回検討 を行いたい。

3 その他

(1)事務局からの連絡

第3回審議会日程:平成27年2月23日(月)午後4時30分~ 第4回審議会日程:平成27年3月26日(木)午後4時30分~

4 閉 会